

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成28年3月31日 14時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市郷埼北方沖 郷埼灯台から真方位000° 5.5海里付近 (概位 北緯34°25.3′ 東経129°12.3′)
事故の概要	漁船萌丸は、操業中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	平成28年4月6日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 萌丸、4.0トン
船舶番号、船舶所有者等	NS3-73996（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機、発電機、バッテリー等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、郷埼北方沖で漂泊しながら操業中、船長が、異常な船体傾斜を感じて機関室を点検したところ、同室の浸水を確認した。</p> <p>本船は、船長が自力航行を断念して所属する漁業協同組合に救援を要請し、来援した救援船にえい航されて対馬市三根漁港狩尾地区に入港した。</p> <p>本船は、船尾管軸封装置のスタンホースが船尾管から抜け、船外の海水が浸入する状態となっていた。</p>
分析	<p>本船は、郷埼北方沖で漂泊しながら操業中、船尾管軸封装置のスタンホースが、船尾管から抜けたことから、機関室に船外の海水が浸入したものと考えられる。</p> <p>スタンホースは、2本のホースバンドで船尾管に締め付けられていたが、締め付け不足によりスタンホースが船首方向に移動し、船尾管から抜けた可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、本船の船尾管軸封装置のスタンホースが船尾管から抜けたため、浸水したものと考えられる。